

ゴルフ場利用約款

(約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方（会員・非会員を問わず）は当クラブ規約及び細則等による外、本約款に従ってご利用頂きます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場でプレーされる方が、プレー当日フロントにおいて本約款を確認のうえ所定の受付票に署名をいただくことにより、当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けすることになります。

(利用の申し込み及び違約金等)

第3条 プレーの申込はプレー前日までの間に予約者（複数の場合はその人数と責任ある代表者名）予約日およびスタート希望時刻を明示して係に申し込んでください。
クラブ競技に関しては当クラブ競技委員会の定めにより受けま
ず。競技受付締切後の違約の場合は別に定める違約金取扱規定に従っていただきます。

(利用料金の支払い)

第4条 利用料金の支払いはプレー当日中にゴルフ場が定める方法でお支払いいただきます。

(利用の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。
○満員でスタート時間に余裕がないとき。
○ゲスト（ビジター）については原則としてメンバーの同伴又は紹介などがいないとき、ゴルフ場が申し込みを認めないとき。
○天災やその他やむを得ない事情（雷雨を含む）によりゴルフ場をクローズするとき。
○利用者が集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者と認められるとき、その他公の秩序もしくは善良なる風俗に反する行為をなすおそれがある者と認められるとき。
○その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。
○暴力団員およびその関係者と認められたとき。
○浴場において、イレズミをみせる者。

(休業日・開場時間)

第6条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時に変更することがあります。

(利用継続の拒絶)

第7条 当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。
○集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者と認められたとき、その他公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。
○当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
○天災その他やむを得ない事情（雷雨を含む）により施設の利用ができないとき。
○その他本約款に違反したとき。

(金銭その他高価品)

第8条 金銭その他高価品については施設備え付けの貴重品ボックスをご利用ください。貴重品ボックスをご利用いただいた場合においても盗難・事故などの責任は負いません。高価品などの持ち込みはできる限り控えてください。

(携帯品・自動車)

第9条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難損傷などについては責任を負いません。

(ロッカー・浴室利用)

第10条 ロッカー・浴室内には金銭その他高価品を持たないでください。ロッカー及び浴室内の金銭その他高価品の盗難事故については責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第11条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。尚他のプレーヤーに迷惑のかからないよう進行を早めてください。

(ティイングエリアにおける素振り)

第12条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外では行わないでください。プレーヤーはみだりに他のプレーヤーのプレー中にティイングエリアに立ち入らないでください。

(飛距離の確認)

第13条 先行組に対しては後続組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球してください。

(打者の前方にでないこと)

第14条 同伴プレーヤーは打者の前方に絶対に出ないでください。

(隣接ホールへの打込み)

第15条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに自己の同伴プレーヤーにも十分気を付けて打球してください。

(退避)

第16条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

(ホールアウト後の退避)

第17条 ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(雷雨があった場合)

第18条 雷雨があった場合には直ちにプレーを中断し安全と思われる場所に退避してください。

(火気使用の禁止)

第19条 火気使用は所定の場所・コース内ではティイングエリア以外は厳禁とします。煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿に入れてください。

(違背の場合の責任)

第20条 利用者が第10条、第11条、第12条、第13条、第14条に違背し第三者に障害等の事故を発生させた場合、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条に違背し、自ら障害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は責任を負いません。

(クラブ並びに所持品の確認)

第21条 利用者はスタート前及びプレー終了後、クラブ・所持品を点検し間違いがないか慎重に確認してください。バックの引渡し後のクラブの不足、瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設・貸与品に損害を与えた場合)

第22条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合、貸与された備品等を紛失・棄損した場合は、その損害額を支払っていただきます。

(施設内への持込品)

第23条 施設内に下記のものを持込むことをお断りいたします。
○動物などのペット類
○悪臭を放つもの
○銃砲刀剣類
○発火・爆発のおそれがあるもの
○騒音を発するもの

(行為の禁止)

第24条 施設内で下記の行為はお断りいたします。
○賭博、その他風紀をみだす行為
○物品販売、宣伝広告等の行為（特に許可する場合は除く）
○利用者以外のコース内立入り（特に許可する場合は除く）
○他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為

(忘れ物)

第25条 当ゴルフ場内での忘れ物は発見の日から3か月間保管します。忘れ物の届け出があり本人であることを証明してお預かりしているものに関しては早期にお引き取りにご来場ください。持ち主が不明でお預かりしているものに関しては、所有者は所有権を放棄したものとし、当ゴルフ場にて処分させていただきます。

(宅急便)

第26条 ゴルフクラブ バック シューズ等について、宅急便の受付を行い宅急便業者へ引き渡します。引き渡し後の盗難・破損・紛失・遅延等の事故が生じてもゴルフ場は一切の責任を負いません。

(ホールインワンの証明)

第27条 当ゴルフ場では、セルフプレーにおけるホールインワンの目撃証明はいたしません。

改訂日
1994年 7月1日 策定
2011年 7月20日 改訂
2016年 12月1日 改訂



宮崎座論梅ゴルフクラブ

乗用カート利用約款

本約款は宮崎座論梅ゴルフクラブにおける乗用カートの利用方法に関する条件を定めるものとなります。乗用カートの事故は、生命を脅かす危険性があるもので、カートの運転者・操作者・同乗者（以下、運転者・操作者・同乗者を総称して「利用者」という）は安全に配慮し事故防止に努めてください。

利用者はカート利用に関し、キャディ付きプレー・セルフプレーにかかわらず、本約款を遵守する義務を負います。本約款はゴルフ場と利用者の合意内容を構成します。

下記に記載する各号のいずれかに該当する利用者は乗用カートで操作できません。

- 普通自動車運転免許を保有しない方
- 18歳未満の方
- 酒気帯び・酩酊及び体調不良で正常な操作が困難な方

カートの運転者・操作者は運行責任者となります。カートの移動・停止・同乗者の乗り降り・その他カート運行に関する事項は運転者の責任において行ってください。

運転者はカートの運転に際し次の事項を遵守してください。

- 発進の際は同乗者の着席を確認したうえで操作を行ってください。
- 操作開始後、リモコン操作・停止・その他装置が正常に稼働することを確認してください。
- カートは人や物には反応いたしません。カートの周囲の安全を確認したうえで操作を行ってください。

- 事故防止のため走行中は走行状況に十分注意したうえで、スコア入力・携帯電話の操作・スマートフォンなどの操作を行ってください。
- 傾斜や不安定な場所、飛球の危険性がある場所を避けてカートを停車してください。

運転者以外の同乗者は次の事項を遵守してください。

- カート走行中（起伏・上下勾配・曲折・転落危険を伴うような場所）は、必ず把持部分に掴まってください。
- カート走行中はカートから身体・衣服・用具がはみ出さないように注意してください。
- 利用者はカートの停車後に乗り降りしてください。

利用者が次の事項に該当する場合は、当該利用者につき運転・操作を禁止し、カートの利用を中止し、あるいは施設利用を中止していただく場合があります。

- 運転者に運転・操作の資格がないことが判明した場合。
- 利用者に、本約款あるいは、ゴルフ場利用約款その他に反する行為があった場合。

カート利用時において、ゴルフ用品を含む携帯品の管理は自己責任となります。

破損・盗難などが発生した場合、当ゴルフ場は責任を負いません。利用者は次の事項に該当する場合は、事故の責任を負うこととなります。

- 運転者が、カートの運行に関し、故意または過失により、人身に危害を及ぼしあるいは施設（カート・その他の施設内の物品を

含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、被害者に対し、当該事故により生じた損害を賠償していただきます。

○同乗者の故意または過失により、カート事故を生じ、またはカート事故を誘発した場合には、当該カートの様態に応じ運転者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

○同乗者が、カート事故の被害者になった場合において当該同乗者に、本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。

当ゴルフ場は、本約款に反する行為があったカート事故による人的、物的損害について一切の責任を負いません。

改訂

2025年 8月1日 策定

プライバシーポリシー

1. 基本方針

宮崎座論梅ゴルフクラブ（以下、「当社」といいます。）は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を保護することが社会的責務であると考え、個人情報に関する法令及び社内規程等を遵守し、当社で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行います。

2. 適用範囲

本プライバシーポリシーは、当社が行う各種サービスにおいて、お客様の個人情報もしくはそれに準ずる情報を取り扱う際に、当社が遵守する方針を示したものです。

3. 個人情報の取得と利用目的

氏名、住所、連絡先などサービス申込時に申込書に御記入いただくことで、当社が収集しております。お客様の同意なく、情報の収集、目的外の利用を行うことはありません。

- 本サービスの利用に伴う連絡・メールマガジン・DM・各種お知らせ等の配信・送付のため
- お客さまの承諾・申込みに基づく、サービス利用企業・提携企業・団体等への個人情報の提供のため
- 本サービスの改善・新規サービスの開発およびマーケティングのため
- キャンペーン・アンケート・モニター・取材等の実施のため
- 本サービスに関するご意見、お問い合わせ内容の確認・回答のため
- 利用規約等で禁じている行為などの調査のため

4. 個人情報の管理

当社は、お客様からご提供いただいた情報の管理について、以下を徹底します。

- 1). 情報の正確性の確保お客様からご提供いただいた情報については、常に正確かつ最新の情報となるよう努めます。
- 2). 安全管理措置当社は、組織的な個人情報の管理については、社内規定による厳重に取扱い方法を規定し、それに基づいた取扱いを徹底しています。
- 3). 従業員の監督当社は、当社の規程に基づき、個人情報取扱い規程の厳格な運用を徹底しています。
- 4). 委託先の監督個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、当社の規程に基づき、要件を満たした委託先へのみ委託を行い、適切な管理を行います。
- 5). 保存期間と廃棄お客様からご提供いただいた情報については、保存期間を設定し、保存期間終了後は廃棄します。また、保存期間内であっても、不要となった場合にはすみやかに廃棄します。

5. 第三者提供の有無

当社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、第三者に提供することはありません。また、今後第三者提供を行う事になった場合には、提供する情報と提供目的などを提示し、お客様から同意を得た場合のみ第三者提供を行います。また、当社では、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報を委託することがあります。

6. 個人情報の開示・訂正・利用停止等

開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当社所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内しますので、7.お問い合わせ先までお問い合わせください。

7. お問い合わせ先

宮崎県児湯郡新富町大字新田17605番地 宮崎座論梅ゴルフクラブ
TEL 0983-35-1311 / Eメール zaronbai-gc@maruz.co.jp

改訂

2019年 10月1日 策定

2023年 10月1日 改訂



宮崎座論梅ゴルフクラブ